

# 第97期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年3月30日（木曜日）午前10時

## 開催場所

東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
（日本橋高島屋三井ビルディング9階）  
日本橋ホール

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

## 目次

第97期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 （提供書面）	6
事業報告	15
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告	48

### 株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使  
くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後5時まで

株主各位

証券コード 3302  
2023年3月10日

東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
帝国繊維株式会社  
代表取締役会長執行役員 白岩 強

## 第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第97期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.teisen.co.jp/ir/soukai.html>)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コード（3302）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月29日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）へアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力いただき、上記の行使期限までにご行使ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

<p><b>1</b> 日 時</p>	<p>2023年3月30日（木曜日）午前10時</p>	
<p><b>2</b> 場 所</p>	<p>東京都中央区日本橋二丁目5番1号（日本橋高島屋三井ビルディング9階） 日本橋ホール</p>	
<p><b>3</b> 目的事項</p>	<p><b>報告事項</b></p>	<p>1. 第97期（2022年1月1日から2022年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計 算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第97期（2022年1月1日から2022年12月31日まで） 計算書類報告の件</p>
<p><b>4</b> 招集にあたっての決定事項</p>	<p><b>決議事項</b></p>	<p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件</p>
		<p>(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(2)書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</p> <p>(3)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した当該書面をお送りいたします。なお、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当該書面に記載しておりません。
  - ①連結計算書類の「連結注記表」
  - ②計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした対象書類の一部であります。
- なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月30日（木曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）  
午後5時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

インターネット等による議決権行使のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日


1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

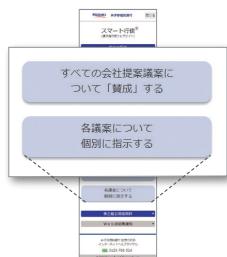
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

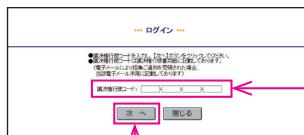
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

【議決権電子行使プラットフォームについて】

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、収益に応じた配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を併せて図る方針としております。

第97期の期末配当につきましては、第五次中期経営計画「帝国繊維2022」が、成功裡に完遂できたことを踏まえ、普通配当を5円増配して1株当たり50円といたしたいと存じます。

収益力の持続的拡大に向け、引き続き取り組んでまいります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 <b>50円</b> 配当総額 <b>1,325,037,250円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年3月31日

第2号議案

## 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)			
1	しらいわ 白岩 強	代表取締役 会長執行役員 最高経営責任者（CEO）	再任		
2	ますたに 榎谷 徹	代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者（COO）	再任		
3	おかむら 岡村 建	取締役 副社長執行役員 経営全般補佐 経営企画部担当 防災事業全般 防災統括部担当	再任		
4	なかお 中尾 徹	取締役 常務執行役員 防災統括部 送排水システムグループ部長	再任		
5	たかぎ 高木 裕康	社外取締役 東京丸の内法律事務所 パートナー	再任	社外	独立
6	ふかざわ 深澤 正宏	社外取締役 安田不動産㈱ 相談役	再任	社外	独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者  
番号

1



再任

 しら いわ つよし  
**白岩 強** (1946年9月25日生)

所有する当社の株式の数 84,800株

## 略歴、当社における地位、担当

1969年4月	㈱富士銀行入社	2003年4月	当社専務取締役
1990年5月	同行北九州支店長	2007年2月	当社取締役副社長
1992年6月	当社理事	2012年3月	当社代表取締役社長COO
1993年4月	当社理事管理部門長	2020年3月	当社代表取締役社長CEO
1998年4月	当社理事管理部門長兼官特需部門長	2021年3月	当社代表取締役会長CEO
1999年3月	当社取締役管理部門長兼官特需部門長	2022年3月	当社代表取締役会長執行役員CEO (現任)
2001年3月	当社常務取締役		

## 重要な兼職の状況

—

## 取締役候補者とした理由

白岩 強氏は、当社管理部門及び営業部門の要職を歴任後、2012年から2020年にかけて当社代表取締役社長を経て、2021年に代表取締役会長に就任し、企業経営者として豊富な経験をもとに当社グループの成長に貢献してまいりました。これらの経験及び実績並びに当社グループ事業に関する幅広い知識を有し、当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

2



再任

 ます たに とおる  
**桝谷 徹** (1948年7月26日生)

所有する当社の株式の数 15,500株

## 略歴、当社における地位、担当

1975年4月	当社入社	2020年3月	当社取締役副社長
1999年4月	当社防災統括部長	2021年3月	当社代表取締役社長COO
2004年4月	当社理事	2022年3月	当社代表取締役社長執行役員COO (現任)
2007年3月	当社取締役防災統括部長		
2015年3月	当社常務取締役 防災事業全般 防災統括部長		

## 重要な兼職の状況

—

## 取締役候補者とした理由

桝谷 徹氏は、当社営業部門の要職を長く歴任後、現在は当社代表取締役社長を務めています。当社グループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有し、これらの経験や能力が当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

3



再任

おかむら たつる  
**岡村 建** (1964年3月26日生)

所有する当社の株式の数 1,000株

#### 略歴、当社における地位、担当

1987年4月	(株)富士銀行入社	2018年3月	当社取締役経営企画部長
2012年4月	(株)みずほ銀行企業戦略第二部長	2019年3月	当社常務取締役経営企画部長
2016年6月	当社理事	2021年3月	当社取締役副社長
2017年4月	当社経営企画部長	2022年3月	当社取締役副社長執行役員 (現任)

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

岡村 建氏は、金融機関出身者としての豊富な経験を有し、当社入社後も管理部門および営業部門を担当し、現在は当社経営全般を補佐するなど、企業経営に関する知見を有しております。これらの経験や能力が当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

4



再任

なか お とおる  
**中尾 徹** (1966年7月11日生)

所有する当社の株式の数 12,500株

#### 略歴、当社における地位、担当

1990年4月	当社入社	2019年11月	当社取締役防災統括部送排水システムグループ部長
1996年5月	帝商(株) 出向	2020年3月	当社常務取締役防災統括部送排水システムグループ部長
2010年4月	同社防災部長	2022年3月	当社取締役常務執行役員 防災統括部送排水システムグループ部長 (現任)
2011年3月	同社取締役防災部長		
2014年3月	当社防災統括部付部長		
2017年3月	当社取締役防災統括部市場開発グループ部長		

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

中尾 徹氏は、当社営業部門の要職を長く歴任し、当社グループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有しております。これらの経験や能力が当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

5



再任

社外

独立

たかぎ ひろ やす  
高木 裕康 (1961年5月11日生)

所有する当社の株式の数 4,300株

#### 略歴、当社における地位、担当

1988年4月 弁護士登録 2015年3月 当社社外取締役（現任）  
東京丸の内法律事務所入所  
1997年1月 同事務所パートナー（現任）

#### 重要な兼職の状況

東京丸の内法律事務所 パートナー

#### 社外取締役候補者とした理由

高木裕康氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な実務経験と幅広いかつ専門的な見識を有しており、当該見識を活かした客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を期待したものであり、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合、指名報酬委員会の委員として取締役候補者の選定や報酬等の答申について関与いただく予定です。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

候補者  
番号

6

ふかざわ まさひろ  
**深澤 正宏** (1940年7月3日生)

所有する当社の株式の数 2,000株



再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位、担当

1964年 4月	安田生命保険相互会社入社	1995年 6月	同社専務取締役
1976年 3月	同社秘書課長	1999年 6月	同社代表取締役社長
1983年 4月	同社秘書室長	2007年 6月	同社代表取締役会長
1989年 4月	同社人事部審議役	2015年 6月	同社取締役会長
1989年 6月	安田不動産㈱取締役ビル営業部長	2017年 6月	同社相談役 (現任)
1992年 6月	同社常務取締役ビル営業部長	2019年 3月	当社社外取締役 (現任)
1993年 6月	同社常務取締役総務部長		

### 重要な兼職の状況

安田不動産㈱ 相談役

### 社外取締役候補者とした理由

深澤正宏氏は、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言をいただくことを期待したものであり、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合、指名報酬委員会の委員長として取締役候補者の選定や報酬等の答申について主導いただく予定です。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 高木裕康氏および深澤正宏氏は、社外取締役候補者であります。
  - 当社は、高木裕康氏および深澤正宏氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  - 当社は、高木裕康氏および深澤正宏氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
  - 役員等賠償責任保険契約の概要  
当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年5月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き被保険者となります。
    - 補填の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです (但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外)。
    - 保険料は全額会社負担としております。

(ご参考)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の、取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営	営業・ マーケティング 業界知識	技術・ 研究開発・ 生産	財務・会計	法務・ コンプライアンス
白岩 強	代表取締役 会長執行役員	○	○	○	○	○
榎谷 徹	代表取締役 社長執行役員	○	○	○		
岡村 建	取締役 副社長執行役員	○	○		○	○
中尾 徹	取締役 常務執行役員		○	○		
高木 裕康	取締役 (社外)					○
深澤 正宏	取締役 (社外)	○			○	

### 第3号議案

## 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小林元氏および松居隆氏が任期満了となります。

つきましては、監査役2名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

こばやし はじめ  
**小林 元** (1958年2月7日生)

所有する当社の株式の数 1,000株



再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位

1980年4月	㈱富士銀行入社	2013年2月	同社専務執行役員総合企画部長
2003年5月	㈱みずほ銀行浜松支店長	2013年3月	同社取締役専務執行役員総合企画部長
2004年4月	同行五反田駅前支店長	2019年3月	当社社外監査役(現任)
2006年4月	ヒューリック㈱執行役員総合企画部長	2022年3月	ヒューリック㈱取締役副社長(現任)
2010年4月	同社常務執行役員総合企画部長		

### 重要な兼職の状況

ヒューリック㈱取締役副社長

### 社外監査役候補者とした理由

小林元氏は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、企業経営に関する高度な知見を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただいていると判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。同氏の当社における社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者  
番号

2

にし わき よし かず  
西脇 芳和 (1960年4月4日生)

所有する当社の株式の数 一 株



新任

社外

独立

## 略歴、当社における地位

1983年 4月	安田火災海上保険(株)入社	2017年 4月	損害保険ジャパン日本興亜(株) 常務執行役員
2012年 4月	NKSJホールディングス(株)執行 役員経営管理部長	2019年 4月	同社顧問
2013年 4月	NKSJひまわり生命保険(株)取締 役常務執行役員	2019年 6月	公益財団法人損保ジャパン日 本興亜環境財団(現公益財団 法人SOMPO環境財団)専務 理事(現任) みずほ信託銀行(株)取締役(監 査等委員)(現任)
2014年 5月	セゾン自動車火災保険(株)代表取 締役社長		

## 重要な兼職の状況

公益財団法人SOMPO環境財団専務理事、みずほ信託銀行(株)取締役(監査等委員)

## 社外監査役候補者とした理由

西脇芳和氏は、金融機関での要職を歴任される等の豊富な経験に加え、経営者としての経験から幅広い知見を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西脇芳和氏は新任候補者であります。
3. 小林元氏、西脇芳和氏は社外監査役候補者です。小林元氏は当社の独立役員として東京証券取引所に届出をされており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、西脇芳和氏が選任された場合、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出をする予定です。
4. 小林元氏、西脇芳和氏が監査役に就任した場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を継続または締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。小林元氏、西脇芳和氏が監査役に就任した場合には、両氏は役員等賠償責任保険契約の被保険者になります。
- (1) 補填の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです(但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外)。
- (2) 保険料は全額会社負担としております。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、海外渡航や海外からの入国が徐々に再開される中、企業活動も本格再開に向かいはじめました。その一方で、2月に勃発したウクライナ侵攻の長期化、為替の急激な円安や原材料価格高騰、なお一部に残る半導体供給不安、更には先行きのインフレ懸念など、不安材料は山積しており、経済の見通しは極めて不透明な状況が続いております。

防災事業の分野では、新型コロナウイルス感染拡大の猛威により多くの人命が奪われ、パンデミックへの備えは人類が取り組むべき永続的なテーマであることが改めて認識されています。3月には、福島県沖を震源とするマグニチュード7クラス、最大震度6強の地震が発生し、東北新幹線での車両脱線事故をはじめ、甚大な被害をもたらしており、首都直下、南海トラフなどの巨大地震の脅威はますます高まっています。加えて、特に近年顕著となっている河川の氾濫や土砂災害が今年も各地で発生しており、毎年のように発生する豪雨や暴風は国民生活や企業活動に大きな混乱を生じさせています。かかる状況下、国は「流域治水プロジェクト」を立ち上げ、対策を加速させていますが、今後は市町村や民間を含む広範な対策が急務となっています。又、特殊災害の分野においても、世界各地で発生するテロにより多くの人命が奪われるなど、災害リスクの領域は広範なものとなっており、激甚化、多発化、多様化する各種災害に対する官民挙げての防災体制の確立がますます重要となっております。

繊維事業の分野では、リネン（麻）につきましては、麻素材の市場定着が進む中、新型コロナウイルス感染拡大の影響から停滞していた市場が環境意識の高まりもあり、漸く反転の兆しを見せています。

一方、耐熱、耐切削、高強度など優れた機能特徴とする高機能繊維につきましては、防護服分野に加え、EV向けなど資材分野での新たな用途や市場の開拓、新規商材の開発を進めております。

2020年度からスタートした第五次中期経営計画「帝国繊維2022」では、

◀ 先進的防災事業を確立・発展させ

多発化・激甚化する自然災害・気候変動による脅威から

社会や事業の安心・安全を守る！ ➤を目標に、

## 1. 大量送排水システムによる新たな市場開拓

基幹産業のBCP対策、国土交通省・自治体による水害対策への貢献

## 2. セキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓く

セキュリティビジネスにおける商材開発強化と空港を足掛かりとする市場拡大

## 3. 防災特殊車輛ビジネスの確立

革新的な防災特殊車輛により、消防防災・産業防災の装備刷新・充実に貢献する

## 4. 当社事業の基盤である足元の事業を固め、一層磨き上げる

消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野で確固たる業界No.1の地位を確保する

## 5. 消防ホース・防災車輛生産体制の刷新

## 6. 収益力の持続的強化を目指す

などのテーマを掲げ、グループ丸となって取り組んでまいりました。

この間、大量送排水システム（ハイドロサブシステム）分野では、原子力発電所、コンビナートなどの民間基幹産業のほか、国土交通省及び自治体などからの受注獲得に成功し、BCP対策及び水害対策で高い評価を獲得することができました。セキュリティビジネス分野では、コロナ禍による渡航制限などが実施された中であっても、ロスプリベーション対策やテロ対策の必要性は高まり、爆物検知器やボディスキャナーなどの商材開発を強化し、セキュリティビジネスの強固な営業基盤を構築いたしました。さらに、ポンプ付救助工作車の開発をはじめ、消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野でも市場でのプレゼンスはますます高まっております。

生産体制については、ホース工場としての鹿沼工場に次ぐ第二の拠点として、2021年に防災車輛の製造拠点となる下野工場を新設いたしました。更に2022年には、防災特殊車輛の開発・製造拠点機能拡充のための設備新設（第Ⅱ期工事）を行いました。鹿沼工場でもホース生産新ラインの増設ならびに施設整備を進めており、今後の当社事業を支える生産体制の刷新・再構築に鋭意取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度の売上高は、299億4百万円（前期比9.4%減）、営業利益は44億5千9百万円（同9.2%減）、経常利益は52億9千6百万円（同7.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は36億5千9百万円（同8.0%減）となりました。

	第96期 (2021年12月期)	第97期 (2022年12月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	32,993	29,904	3,088減	9.4%減
営業利益	4,910	4,459	451減	9.2%減
経常利益	5,693	5,296	397減	7.0%減
親会社株主に帰属する当期純利益	3,978	3,659	319減	8.0%減

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

### 防災事業

売上高  
**24,732**百万円  
(前期比9.0%減)

防災事業では、原子力発電関連の大型防災資機材や空港用化学消防車の売上が増加した一方で、半導体不足等による影響を受け、救助工作車の売上が減少したことから、売上高は247億3千2百万円と前期に比べ24億3千8百万円減少しました。

当社は、消防防災を中心とする官需防災から原子力発電所・コンビナート・空港施設などを対象とする民需・産業防災にその事業領域を上げてきました。急激な気候変動がもたらす、激甚化・多発化・多様化する自然災害に対し、先進的防災事業を確立させ、さらなる市場の拡大と深耕をもって、社会や事業の安心・安全に貢献してまいります。



### 繊維事業

売上高  
**4,606**百万円  
(前期比12.3%減)

繊維事業では、官公庁向け繊維資材の売上が減少したことから、売上高は46億6百万円と前期に比べ6億4千8百万円減少しました。



### 不動産賃貸事業・その他

売上高  
**565**百万円  
(前期比0.3%減)

不動産賃貸事業・その他は、順調に推移しており、売上高は5億6千5百万円となりました。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は27億4千1百万円で、主として下野工場における防災特殊車輛の開発・製造拠点機能拡充、鹿沼工場のホース生産設備の増強に係る投資などを行いました。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

## (3) 対処すべき課題

2023年度より、「テイセン未来創造計画」をスタートさせました。

「テイセン未来創造計画」は、今後10年に亘る計画であり、防災業界におけるリーディングカンパニーへの進化を目指す計画です。「人を創る」「仕事を創る」「人と仕事を繋ぐ企業文化を創る」をテーマに掲げ、「防災のテイセン」としての未来を切り拓き、世界に通用する防災企業として、名実ともに、社会及びステークホルダーの皆様から絶対的な信任を頂くことを目指します。

2023年度から2025年度を「テイセン未来創造計画」の第1フェーズ「テイセン2025／未来への基盤作り」と位置付け、

### ◀ 先進的防災事業を確立・発展させ

多発化・激甚化・多様化する各種災害の脅威から

社会や事業の安心・安全を守る ▶

を旗印に、以下のテーマを推進し、防災ビジネスの拡がりや深みを追求してまいります。

### 1. 市場開拓の強化と圧倒的市場競争力の確立

- (1)送排水ビジネスの拡大
- (2)セキュリティビジネスの開拓
- (3)防災特殊車輛ビジネスの創造
- (4)メンテナンス業務の事業化
- (5)基盤事業（ホース・機材・車輛・防火衣）の一層の磨き上げ

### 2. 営業を支える下野・鹿沼両工場の機能拡充・強化

- (1)コスト・品管センターとしての役割徹底
- (2)技術・開発センターとしての能力強化
- (3)教育、訓練、実証実験等の幅広い分野での施設充実と活用

### 3. 持続的収益力の強化

新たな事業基盤の獲得による収益基盤の強化

同時に、「テイセン未来創造計画」では、事業発展を支える人材育成（「人を創る」）及び永続的な企業の成長の土台となる新たな企業文化の創造（「人と仕事を繋ぐ企業文化を創る」）にも取り組んでまいります。また、企業の社会的責任として、「環境（E）」、「社会（S）」、「ガバナンス（G）」への更なる取り組みも推進してまいります。

#### 数値目標

連結営業利益水準	50億円以上
連結経常利益水準	60億円以上
配当性向	40%程度

中期経営計画「テイセン2025」においては、送排水ビジネス、セキュリティビジネス及び防災特殊車輛ビジネスを拡大、開拓、創造し、数値目標の達成を図るとともに、原子力ビジネスに続く新たな中核事業基盤として磨き上げ、確立することにより収益基盤の更なる強化を目指してまいります。

### 【市場開拓の強化と圧倒的市場競争力の確立】

#### ■送排水ビジネスの拡大

前中期経営計画「テイセン2022」の主要テーマである「大量送排水システムによる新たな市場開拓」は、営業活動及び各地でのデモを積極的に展開した結果、国・自治体に対する市場開拓が大きく進展しました。風水害被害の頻発化の最中であって、「流域治水プロジェクト」の進捗を踏まえて、用途に応じた商材ラインアップの拡充等を図ると共に、国及び全国の自治体に対する更なる拡販に引き続き注力してまいります。

#### ■セキュリティビジネスの開拓

「テイセン2022」においては、コロナ禍の中でも、高まるセキュリティニーズを捉え、民間市場の開拓および鉄道等ソフトターゲット市場の開拓に向け、営業活動を積極的に展開させました。その結果、市場開拓への準備が着実に進行しています。また、商材開発による、セキュリティ機材のラインアップも一層拡充されています。コロナ禍収束後の訪日外国人の増加に伴うテロへの対策、及び社会不安を引き起こしている各種事件・事故の増加に伴う対策等、今後のセキュリティニーズの高まりによるセキュリティ市場の拡大を見込み、引き続き、商材の優位性を訴求する中で、広範なセキュリティニーズを取り込み、セキュリティビジネスの開拓を進めてまいります。

#### ■防災特殊車輛ビジネスの創造

製造・開発・実証実験を担う下野工場のインフラを整える等、次世代型防災特殊車輛に関する企画・設計・開発・生産に至る一連の開発体制の構築が進んでいます。

災害の多様化、技術革新及び省人化ニーズに対応し、新たな価値を提供する次世代型防災特殊車輛の開発・製造は、未来の消防防災の在り方を見据えた重要なテーマです。市場のニーズを掘り起こし、防災特殊車輛ビジネスの創造を推進してまいります。

#### ■メンテナンス業務の事業化

近年の営業活動の成果として、原子力施設及びコンビナート等に納入しているハイドロサブシステムや空港施設に納入している空港化学消防車の納入台数は急速に増加しています。また、現在展開中の自治体向け送排水ビジネスにおいても、ハイドロサブシステムはさらに増加が見込まれます。セキュリティビジネスにおいても、その拡大に併せ、各種セキュリティ機材の納入台数も急激な増加が見込まれます。

これら著増する機材のメンテナンスのニーズに対処し、その事業化に取り組むことで、収益基盤の強化に努めてまいります。

#### ■基盤事業（ホース・機材・車輛・防火衣）の一層の磨き上げ

消防防災における消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服は、当社防災事業の根幹をなす基盤事業です。災害の多様化、省人化、環境負荷軽減等の刻々と変化するニーズに対応すべく、付加価値の高い新たな商材を投入する等市場のニーズを掘り起こすことにより、業界名No.1の地位を確固たるものにするを旨とします。

#### 【営業を支える下野・鹿沼両工場の機能拡充・強化】

当社グループの生産拠点としての鹿沼・下野両工場においては、製品に関する品質の維持・向上に努めること、技術・開発能力を高め、社会・顧客が必要とする製品を臨機に製造すること、さらには製造コスト低減を図り、収益力を高めることに引き続き取り組んでまいります。また、新設した下野工場並びに新ラインを増設した鹿沼工場では、製造・開発に向けた設備・インフラを整備充実いたしました。特に、下野工場では、実証実験、デモ及び研修の施設を設置いたしました。消防および民間企業の方々にご来場いただき、当社の防災事業全般へのご理解を通じ、当社の発展及び社会への貢献に役立ててまいります。

#### 【持続的収益力の強化】

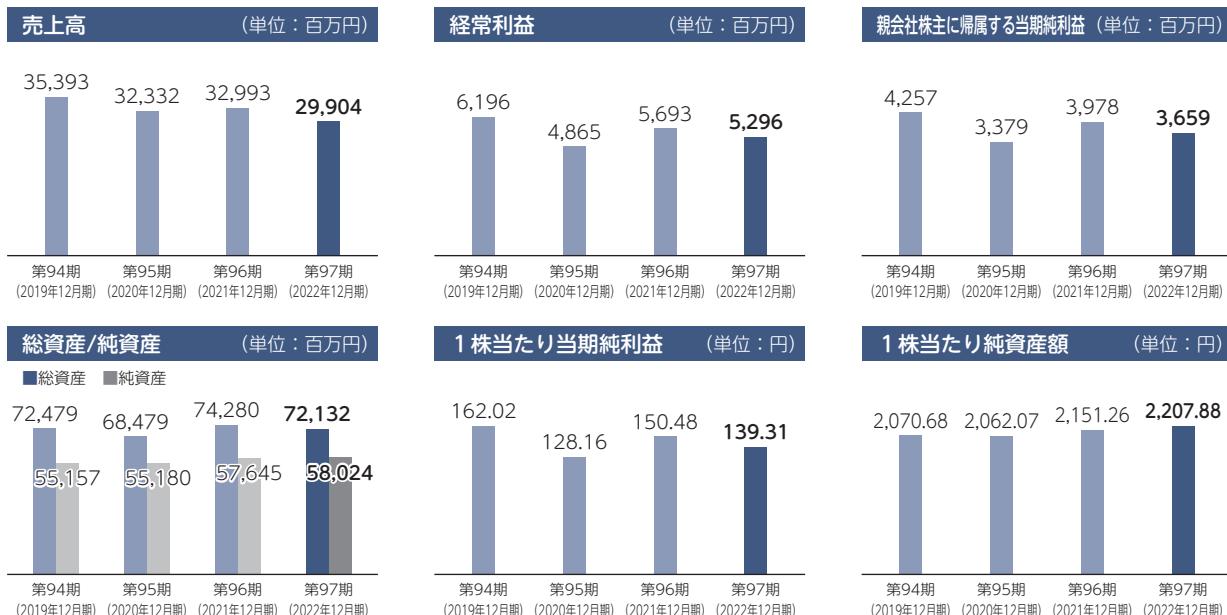
当社グループは、これまで収益力の強化に努め、収益水準を継続して向上させて来ました。「テイセン2022」の計画期間中、連結営業利益及び連結経常利益の水準はそれぞれ40億円、50億円まで拡大しております。引き続き収益力の強化に取り組み、その水準をさらに引き上げてまいります。

当社グループは、防災事業の社会的使命と責任をしっかりと受け止め、創業以来の社是である「社会の安全と生活文化の向上」への貢献を通じて、その負託に応えてまいります。

何卒株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (4) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移



		第94期 (2019年12月期)	第95期 (2020年12月期)	第96期 (2021年12月期)	第97期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高	(百万円)	35,393	32,332	32,993	29,904
経常利益	(百万円)	6,196	4,865	5,693	5,296
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,257	3,379	3,978	3,659
1株当たり当期純利益	(円)	162.02	128.16	150.48	139.31
総資産	(百万円)	72,479	68,479	74,280	72,132
純資産	(百万円)	55,157	55,180	57,645	58,024
1株当たり純資産額	(円)	2,070.68	2,062.07	2,151.26	2,207.88

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 当社は、当連結会計年度より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式にそれぞれ含めております。

## ② 当社の財産および損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)



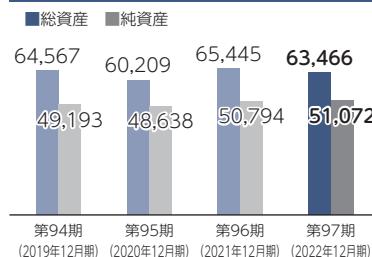
経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第94期 (2019年12月期)	第95期 (2020年12月期)	第96期 (2021年12月期)	第97期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高	(百万円) 26,233	24,360	25,385	23,359
経常利益	(百万円) 5,165	3,948	5,144	5,097
当期純利益	(百万円) 3,609	2,799	3,670	3,556
1株当たり当期純利益	(円) 137.36	106.18	138.81	135.42
総資産	(百万円) 64,567	60,209	65,445	63,466
純資産	(百万円) 49,193	48,638	50,794	51,072
1株当たり純資産額	(円) 1,843.69	1,814.37	1,892.28	1,941.63

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 当社は、当事業年度より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式にそれぞれ含めております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
帝商株式会社	85	100	消防ホース・防災機器・防災車輛の販売、設計設備工事 ならびに繊維製品の製造販売
キンパイ商事株式会社	50	100	消防ホース・防災機器・防災車輛の販売、設計設備工事 ならびに繊維製品の製造販売
テイセン産業株式会社	123	100	重布、布帛、繊維製品の縫製加工販売、保険代理業
株式会社テイセンテクノ	30	100	防災車輛・機器の製造、保守

## (6) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業		主要な製品および事業
防災事業	ホース	消防ホース（キンパイホース） 消防用ホース・消火栓用ホース・送水用ホース・大口径ホースなど
	防災資機材	救助器具・探索機器・警報器具・CBRNE関連機器など
	車輛	救助工作車・その他特殊車輛など
	消防被服・防護服	防火衣・救助服・防護服など
繊維事業	麻製品（糸・生地）	純麻糸・織物（テイセンリネン） 麻テトロン混紡糸・織物（リネトロン）・その他混紡糸など
	特殊機能繊維製品	高強力・難燃繊維（アラミド繊維） 導電性繊維（エレクティ）など
不動産賃貸事業・その他		大垣・鹿沼ショッピングセンターなどの不動産賃貸事業、その他

## (7) 主要な営業所および工場 (2022年12月31日現在)

### 当社

本社	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
鹿沼工場	栃木県鹿沼市府所本町197番地
下野工場	栃木県下野市下古山124番1号

### 子会社

帝商株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号
キンバイ商事株式会社	大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
テイセン産業株式会社	東京都中央区日本橋小網町18番6号
株式会社テイセンテクノ	栃木県河内郡上三川町大字鞆堂2番1号

## (8) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
354 (78) 名	5名減 (5名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
180 (47) 名	3名増 (4名減)	40.7歳	11.6年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,444,400株 (自己株式943,655株を含む)
- (3) 株主数 29,712名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,066	7.79
損害保険ジャパン株式会社	1,347	5.08
株式会社みずほ銀行	1,295	4.88
明治安田生命保険相互会社	1,290	4.86
西松建設株式会社	1,000	3.77
ヒューリック株式会社	925	3.49
株式会社モリタホールディングス	790	2.98
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	729	2.75
東京建物株式会社	698	2.63
みずほ信託銀行株式会社	598	2.25

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式943,655株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
3. 持株比率は自己株式(943,655株)を控除して計算しております。なお、株式給付信託 (BBT) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式388,900株は、発行済株式の総数から控除する自己株式に含めておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 当事業年度末日における職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第1回新株予約権（株式報酬型）	第2回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2013年3月28日	2014年3月27日
新株予約権の数	95個	88個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 95,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	当社普通株式 88,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
行使期間	2013年4月13日から 2043年4月12日まで	2014年4月12日から 2044年4月11日まで
1株当たり払込金額	573円	1,060円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況	新株予約権の数 27個	新株予約権の数 28個
取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式の数 27,000株 保有者数 2人	目的となる株式の数 28,000株 保有者数 2人

	第3回新株予約権（株式報酬型）	第4回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2015年3月26日	2016年3月30日
新株予約権の数	91個	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 91,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	当社普通株式 98,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
行使期間	2015年4月11日から 2045年4月10日まで	2016年4月15日から 2046年4月14日まで
1株当たり払込金額	1,355円	1,146円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況	新株予約権の数 29個	新株予約権の数 30個
取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式の数 29,000株 保有者数 2人	目的となる株式の数 30,000株 保有者数 2人

第5回新株予約権（株式報酬型）	
発行決議日	2017年3月30日
新株予約権の数	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 98,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
行使期間	2017年4月21日から 2047年4月20日まで
1株当たり払込金額	1,331円
1株当たり行使価額	1円
役員の保有状況	新株予約権の数 30個
取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式の数 30,000株 保有者数 2人

(注) 監査役が保有する新株予約権はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年12月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	白岩 強	最高経営責任者（CEO）
代表取締役 社長執行役員	榎谷 徹	最高執行責任者（COO）
取締役 副社長執行役員	岡村 建	経営全般補佐 経営企画部担当 防災事業全般 防災統括部担当
取締役 常務執行役員	中尾 徹	防災統括部送排水システムグループ部長
取締役	高木 裕康	東京丸の内法律事務所パートナー
取締役	深澤 正宏	安田不動産株式会社相談役
常勤監査役	山口 和良	
監査役	小林 元	ヒューリック株式会社取締役副社長
監査役	松居 隆	

(注) 1. 取締役高木裕康氏および深澤正宏氏は、社外取締役であります。

2. 監査役小林元氏および松居隆氏は、社外監査役であります。

3. 監査役山口和良氏および小林元氏は、金融機関および企業経営にかかわる長年の経験から、財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。

## 4. 当事業年度中における役員の地位および担当の異動

2022年3月執行役員制度の導入により、役員の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
白岩 強	代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）	代表取締役 会長執行役員 最高経営責任者（CEO）	2022年3月30日
榑谷 徹	代表取締役社長 最高執行責任者（COO）	代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者（COO）	2022年3月30日
岡村 建	取締役副社長 経営全般補佐 経営企画部担当 防災事業全般 防災統括部担当	取締役 副社長執行役員 経営全般補佐 経営企画部担当 防災事業全般 防災統括部担当	2022年3月30日
中尾 徹	常務取締役 防災統括部 送排水システムグループ部長	取締役 常務執行役員 防災統括部 送排水システムグループ部長	2022年3月30日

5. 当社は、取締役高木裕康氏、深澤正宏氏および監査役小林元氏、松居隆氏の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と各社外役員とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。
7. 当社は取締役および監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます（但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外）。保険料は全額当社が負担しております。

## (2) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定しております。なお、基本報酬につきましては、取締役会で決定した役位ごとの報酬の範囲内で、取締役会から委任された代表取締役会長が決定しております。委任した理由は、それぞれの職責および貢献度、会社業績、過去の

支給実績等を総合的に勘案して決定するには、当社の業務執行を統括する立場である代表取締役会長執行役員（白岩強）が最も適していると判断したためです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 1. 基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度である株式給付信託から構成するものいたします。なお、社外取締役に関しては、基本報酬のみの支給といたします。

## 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、毎月支給する定例給与とし、各取締役の職責や役位に応じて支給しております。

## 3. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与につきましては、連結経常利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として、総支給額を決定し、各取締役の職責や役位に応じて、毎年一定の時期に支給いたします。業績連動型株式報酬制度である株式給付信託につきましては、取締役の報酬と会社業績及び株式価値との連動性をより明確することを目的として導入いたしました。連結経常利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として算出されたポイントを役位ごと決定し、毎年一定の時期に付与します。取締役の退任時に、付与した累計ポイントに相当する自社株式及び金銭を支給いたします。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、企業価値の持続的な向上を図るためには収益力の向上が重要と考えており、中期経営計画においても達成すべき目標として年度ごと設定していることによるものです。

2022年度の連結経常利益額の水準と報酬は次のとおりであります。なお、連結経常利益額の実績は5,296百万円となりました。

連結経常利益額	報酬額 (千円)	株式給付信託調整率
30億円未満	—	0%
30億円以上～40億円未満	50,000	60%
40億円以上～50億円未満	70,000	80%
50億円以上～60億円未満	80,000	100%
60億円以上～70億円未満	110,000	120%
70億円以上	120,000	140%

(注) 連結経常利益額については、業績連動報酬控除前の数値であります。

#### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬から構成される固定報酬と賞与・株式給付信託から構成される業績連動報酬の割合は概ね50：50の水準といたします。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定いたします。なお、基本報酬につきましては、取締役会で決定した役位ごとの報酬の範囲内で、取締役会から委任された代表取締役会長執行役員（白岩 強）が、決定いたします。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	支給額 (千円)				
		基本報酬	業績連動報酬	株式給付信託	ストックオプション	計
取締役 (社外取締役)	9 (2)	198,726 (16,500)	79,980 (-)	39,900 (-)	41,662 (-)	360,268 (16,500)
監査役 (社外監査役)	3 (2)	28,700 (8,200)	-	-	-	28,700 (8,200)
合計 (社外役員)	12 (4)	227,426 (24,700)	79,980 (-)	39,900 (-)	41,662 (-)	388,968 (24,700)

- (注) 1. 上記には、2022年3月30日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬枠は、2019年3月28日開催の第93期定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）です。その後、2022年3月30日開催の第96期定時株主総会において社外取締役の報酬を年額50百万円以内とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は2名です。また別枠で、2013年3月28日開催の第87期定時株主総会において、取締役（社外取締役除く）に対するストック・オプション報酬額として、新株予約権100個（普通株式100,000株）に1個当たりの公正な評価額を乗じた金額を年額の上限とするとの決議をいただきました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役除く）です。その後、2020年3月27日開催の第94期定時株主総会において、積立型退任時報酬制度の導入に伴い、新株予約権の付与個数の総数の上限を、年間50個（普通株式50,000株）に減ずる決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役除く）です。なお、会社法改正を踏まえ、2021年3月29日開催の第95期定時株主総会において、改めて、新株予約権50個（普通株式50,000株）に1個当たりの公正な評価額を乗じた金額を年額の上限とすること、およびその算定方法について決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役除く）です。さらに、2022年3月30日開催の第96期定時株主総会において、積立型退任時報酬制度および既存ストック・オプション報酬制度を廃止し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の導入および取締役に付与される1事業年度当たりの上限ポイント数（株式数）を66,840ポイントとする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（社外取締役除く）です。
4. 監査役の報酬枠は、2017年3月30日開催の第91期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高木裕康氏は、東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役深澤正宏氏は、安田不動産株式会社の相談役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役小林元氏は、ヒューリック株式会社の取締役副社長を兼務しております。同社は自己株式を控除した当社発行済株式の3.49%を保有しております。

### ② 社外役員の主な活動状況

	主な活動状況
取締役 高木裕康	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての幅広いかつ専門的な見識に基づき客観的な視点から、適宜発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として報酬等の内容について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 深澤正宏	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として取締役の報酬等への答申を主導しております。
監査役 小林 元	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な企業経営に携わる見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 松居 隆	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (千円)
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,700
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,700

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人から提出された監査内容、監査時間などの報酬見積りの算出根拠等について、前期の実績評価を踏まえて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

#### ① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすとともに、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本とする。
- ロ. 当社は、当社および当社子会社（以下「当社グループ」という）における取締役、執行役員および使用人を含めた行動規範として「テイセンの企業行動憲章」「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を定め、その周知徹底を図る。
- ハ. 当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」により、当社グループにおける法令および定款等の遵守を統括する。また、内部統制の実施状況を検証するため、業務・品質監理室は「内部監査規程」に基づいて内部監査を行い、その結果をコンプライアンス委員会および監査役会に報告する。
- ニ. 当社は、通報相談窓口を設け、取締役、執行役員および使用人の職務執行に係わるコンプライアンス等の遵守を図る。

#### ② 取締役、執行役員の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役、執行役員の職務執行に係わる情報を文書で保存し、文書の保存期間その他の管理体制については、「文書管理規程」等によるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」のほか有事の対応を定めた諸規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を確立する。また、当社の各業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理の体制を構築する権限と責任を有する。また、当社のコンプライアンス担当取締役は、これらを横断的に統括、管理する。

#### ④ 取締役、執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分担を明確にすることで、経営機能と執行機能の双方を強化し、経営の機動性の向上、コーポレートガバナンスのレベルアップを図る。
- ロ. 代表取締役は、取締役、執行役員を中心に構成される執行役員会および取締役会を通じて月次業績のレビュー

一と改善策の実施など、当社グループの各取締役、執行役員の業務執行の効率的運営と監視体制の整備を行う。

- ハ. 取締役会における取締役、執行役員の指名および報酬等の意思決定のプロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置する。指名報酬委員会は、取締役、執行役員の選解任に関する事項および報酬等について審議した結果を取締役に報告する。

#### ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社グループ各社の業務の適正を確保するため、当社グループ「企業行動憲章」の、グループ全体への浸透を図る。
- ロ. 当社は、グループ全体を対象としたリスク管理規程、コンプライアンス規程、職務権限規程、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程その他の業務の適正化のための規程ならびに内部牽制システム等の整備を行う。
- ハ. 当社は、「関係会社管理運営規程」にしたがい、当社グループの各社をして、子会社の経営上の重要事項について事前協議または報告をさせるとともに、当社グループ各社を含めた役員・部長連絡会を定期的を開催するなど、意思決定の迅速化と情報や課題の共有化に努める。

#### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項

- イ. 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人が他の部署の業務を兼務する場合には、当該他の部署の業務に対して監査役の指揮命令を優先させる。
- ハ. 上記⑥イ.に基づき配置された使用人の任命、評価・異動等については、監査役会の意見を尊重する。

#### ⑦ 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社グループの取締役、執行役員、監査役（当社子会社の監査役に限る）および使用人は、当社の監査役に下記の事項につき報告することとする。
- (ア) コンプライアンスに反する事項
- (イ) 各部門の業務執行ならびに経営状況に係わる重要な事項

(ウ) 当社グループの経営・業績に著しい影響を及ぼす重要な事項

(エ) 内部監査の状況およびリスク管理に関する状況

- . 当社は、当社自らまたは当社子会社をして、前項に基づく報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止させるものとし、かかる取り扱いを周知徹底させる。

### ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の監査役は必要に応じ、独自に顧問弁護士を委嘱し、また、より専門性の高い事項については、専門家から助言を受ける機会を保障されるものとし、その費用を会社に求めることができる。
- . 業務・品質監理室内部監査グループは監査役との連携を保ち、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

### ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営企画部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

### ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行うものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況につきましては、継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告の上、必要に応じて審議を経ております。また、かかる調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

コンプライアンス体制につきましては、毎月、社内の各部署およびグループ各社に対してその運用状況について本社経営企画部あてに報告を求め、本社経営企画部がその結果を2カ月に1度開催される「コンプライアンス委員会」で報告・審議するなど、その運用の適正化を図るとともに、「内部統制委員会」を中心に、内部統制の適正な運用と財務報告の信頼性確保に向けての諸施策を推進しております。また、法令・定款の遵守、企業倫理の確立と経営の健全化に向けて、都度、各種社内規程の改定を行っているほか、法令および社内ルールの遵守を求めた「テイセンの企業行動憲章」や「コンプライアンスマニュアル」を活用した社内セミナーの開催など、コンプライアンス意識の徹

底・浸透にも努めております。

想定される事業上のリスクとその対応につきましては、「リスク管理規程」に基づき、毎月、本社経営企画部が中心となって各種のリスク関連情報を収集し、2カ月に1度開催される「リスク管理委員会」で報告・検討するなど、迅速かつ的確な対応に努めております。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

#### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、また、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきであると考えておりますが、十分な時間や情報を提供せずに株主共同の利益を毀損するもの等の当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に上記決定を支配する者として適当ではないと判断します。

#### II 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは創業時から受け継がれた「社会の安全と生活文化の向上に貢献する企業」を基本理念とし、戦前は製麻事業を中心に広く国家的貢献を果たし、また、近時は総合防災事業とリネン事業という2つの価値ある事業を通じて、1世紀以上に亘り、社会・国民の安心・安全と良質な生活文化の向上に貢献してまいりました。

当社は、これらの事業活動を通じて、「一味ちがった優れた企業」「発展し成長を続ける企業」「社会や公共に大きく貢献する企業」の実現を目指しており、企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題として認識しております。

2020年度からスタートした第五次中期経営計画「<sup>テイセン</sup>帝国繊維2022」では、

#### ≪ 先進的防災事業を確立・発展させ

多発化・激甚化する自然災害・気候変動による脅威から

社会や事業の安心・安全を守る！ ≫を目標に、

#### 1. 大量送排水システムによる新たな市場開拓

基幹産業のBCP対策、国土交通省・自治体による水害対策への貢献

#### 2. セキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓く

セキュリティビジネスにおける商材開発強化と空港を足掛かりとする市場拡大

#### 3. 防災特殊車輛ビジネスの確立

革新的な防災特殊車輛により、消防防災・産業防災の装備刷新・充実に貢献する

#### 4. 当社事業の基盤である足元の事業を固め、一層磨き上げる

消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野で確固たる業界No.1の地位を確保する

#### 5. 消防ホース・防災車輛生産体制の刷新

#### 6. 収益力の持続的強化を目指す

などのテーマを掲げ、グループ一丸となって取り組んでおります。

首都直下地震、南海トラフ地震の脅威はますます高まり、また相次ぐ記録的豪雨や暴風などの異常気象は、毎年甚大な風水害被害を日本各地にもたらしています。巨大地震や気候変動は、社会の安全・安心に対し、大きな脅威となっています。さらに、テロをはじめとする特殊災害のリスクも世界的な拡がりを見せており、多様化・甚大化する災害に対する官民挙げての防災体制の確立がますます重要となっています。

当社は、最新鋭の機材による先進的防災事業を推し進め、納入先企業等と強固なパートナーシップを築き、社会や事業の安心・安全に貢献してまいります。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

以上の基本方針に照らしそのような不適切な者によって当社の方針決定が支配されることを防止すべく、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すること等を目的として、当社は、2011年3月30日開催の第85期定時株主総会においてその導入について株主の皆様のご承認をいただきました。その後、2014年3月27日開催の第88期定時株主総会、2017年3月30日開催の第91期定時株主総会および2020年3月27日開催の第94期定時株主総会において継続承認をいただき、当社株式の大規模買付行為（議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を定め、また、本対応方針の運用に関わり、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールの内容は、大規模買付者による必要かつ十分な情報（大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的、買付後の経営方針等の情報であり、株主の皆様が判断に必要と認める場合に公表することがあります。）提供に基づき、また、社外監査役等により構成される当社から独立した特別委員会の勧告を踏まえて、当社取締役会が大規模買付行為を評価検討するというものです。

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せず、かつ、当社の企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な場合や、大規模買付ルールは遵守されるものの、当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合（大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである場合等）には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社新株予約権の無償割当て（効果を勘案して行使期間や行使条件、取得条項を設けることがあります。）を含む相当な対抗措置を発動することがあり、発動を決定した場合には、対抗措置を講ずるほか、適用ある法令・金

融商品取引所規則等に従い適時適切な開示を行います。

なお、本対応方針は、2023年3月開催予定の定時株主総会の終結の時又は当社の定時株主総会若しくは取締役会において廃止する旨の決議が行われる時まで有効とし、今後の本対応方針の継続についても、同様に、定時株主総会の承認を得ることとしております。

#### **Ⅳ 対抗措置が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないこと**

①本対応方針が、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を検討した上で作成したものであり、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、②当社の大規模買付行為に対する対抗措置が、特別委員会の勧告を受けるほか、あらかじめ定められた合理的客観的発動条件が充足されなければ発動されないように設定されていること、③大規模買付ルールの制定及び継続について、株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいていること等から、対抗措置は、基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものでもなく、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものでもありません。

なお、以上の詳細につきましては当社ウェブサイト（株主・投資家情報の「IRニュース一覧（2020年2月14日付け掲載）」）をご参照ください。

（注）本対応方針は、2023年3月30日開催予定の当社第97期定時株主総会終結の時をもって有効期限が満了いたします。当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、本対応方針を継続しないことを決議しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,731,884</b>
現金及び預金	16,122,875
受取手形、売掛金及び契約資産	6,665,427
有価証券	5,999,975
商品及び製品	5,523,505
仕掛品	1,422,232
原材料及び貯蔵品	845,230
その他	1,152,637
<b>固定資産</b>	<b>34,400,973</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(12,443,082)</b>
建物及び構築物	7,459,840
機械装置及び運搬具	580,678
工具器具及び備品	322,999
土地	3,917,154
建設仮勘定	162,408
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(68,581)</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(21,889,309)</b>
投資有価証券	21,496,667
退職給付に係る資産	98,884
繰延税金資産	117,298
その他	176,458
<b>資産合計</b>	<b>72,132,858</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>6,944,168</b>
支払手形及び買掛金	4,328,343
長期借入金 (返済1年以内)	45,000
未払法人税等	683,579
役員賞与引当金	5,000
その他	1,882,245
<b>固定負債</b>	<b>7,164,296</b>
預り保証金	536,490
繰延税金負債	5,680,918
退職給付に係る負債	119,219
役員株式給付引当金	519,715
資産除去債務	76,465
長期末払金	78,650
その他	152,837
<b>負債合計</b>	<b>14,108,465</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>44,509,985</b>
資本金	1,582,867
資本剰余金	957,371
利益剰余金	42,950,232
自己株式	△980,485
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>13,141,761</b>
その他有価証券評価差額金	13,110,602
繰延ヘッジ損益	31,159
<b>新株予約権</b>	<b>372,646</b>
<b>純資産合計</b>	<b>58,024,393</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>72,132,858</b>

## 連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		29,904,658
売上原価		20,564,806
売上総利益		9,339,851
販売費及び一般管理費		4,880,772
営業利益		4,459,078
営業外収益		
受取利息	450	
受取配当金	807,890	
持分法による投資利益	751	
その他	47,490	
		856,584
営業外費用		
支払利息	6,025	
為替差損	3,292	
支払手数料	8,767	
その他	853	
		18,937
経常利益		5,296,724
特別利益		
固定資産売却益	227	
投資有価証券売却益	375,894	
		376,121
特別損失		
固定資産処分損	376,942	
その他	2,399	
		379,342
税金等調整前当期純利益		5,293,503
法人税、住民税及び事業税		1,604,151
法人税等調整額		30,315
当期純利益		3,659,036
親会社株主に帰属する当期純利益		3,659,036

## 連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,551,917	926,421	40,648,223	△377,357	42,749,204
会計方針の変更による 累積的影響額			△166,736		△166,736
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,551,917	926,421	40,481,486	△377,357	42,582,468
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	30,950	30,950			61,900
剰余金の配当			△1,190,290		△1,190,290
親会社株主に帰属する当期純利益			3,659,036		3,659,036
自己株式の取得				△603,128	△603,128
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	30,950	30,950	2,468,745	△603,128	1,927,517
当期末残高	1,582,867	957,371	42,950,232	△980,485	44,509,985

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	14,159,568	△6,027	14,153,541	742,276	57,645,022
会計方針の変更による 累積的影響額					△166,736
会計方針の変更を反映し た当期首残高	14,159,568	△6,027	14,153,541	742,276	57,478,285
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					61,900
剰余金の配当					△1,190,290
親会社株主に帰属する当期純利益					3,659,036
自己株式の取得					△603,128
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	△1,048,966	37,186	△1,011,779	△369,630	△1,381,409
連結会計年度中の変動額合計	△1,048,966	37,186	△1,011,779	△369,630	546,107
当期末残高	13,110,602	31,159	13,141,761	372,646	58,024,393

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>29,132,453</b>
現金及び預金	10,495,276
受取手形	671,350
売掛金及び契約資産	3,913,880
有価証券	5,999,975
商品及び製品	5,308,725
仕掛品	976,054
原材料及び貯蔵品	641,580
前渡金	422,387
前払費用	70,500
その他の流動資産	632,722
<b>固定資産</b>	<b>34,333,585</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(12,356,818)</b>
建物	6,246,523
構築物	1,093,472
機械及び装置	316,940
車両運搬具	62,035
工具器具備品	305,434
土地	4,170,415
建設仮勘定	161,994
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(58,017)</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(21,918,750)</b>
投資有価証券	21,384,287
関係会社株式	352,785
前払年金費用	98,884
その他の投資	82,793
<b>資産合計</b>	<b>63,466,039</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>5,580,010</b>
支払手形	271,933
買掛金	2,858,676
長期借入金 (返済1年以内)	45,000
未払金	748,776
未払費用	59,233
未払法人税等	657,365
前受金	184,750
預り金	132,764
役員賞与引当金	5,000
その他の流動負債	616,510
<b>固定負債</b>	<b>6,813,782</b>
預り保証金	513,871
繰延税金負債	5,673,445
役員株式給付引当金	519,715
資産除去債務	28,100
長期未払金	78,650
<b>負債合計</b>	<b>12,393,793</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>37,557,066</b>
資本金	1,582,867
資本剰余金	957,371
資本準備金	955,447
その他資本剰余金	1,923
利益剰余金	35,997,313
利益準備金	180,000
その他利益剰余金	35,817,313
配当引当積立金	120,000
圧縮記帳積立金	171,773
別途積立金	4,830,000
繰越利益剰余金	30,695,540
自己株式	△980,485
<b>評価・換算差額等</b>	<b>13,142,533</b>
その他有価証券評価差額金	13,111,374
繰延ヘッジ損益	31,159
<b>新株予約権</b>	<b>372,646</b>
<b>純資産合計</b>	<b>51,072,246</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>63,466,039</b>

## 損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		23,359,666
売上原価		15,605,761
売上総利益		7,753,904
販売費及び一般管理費		3,555,600
営業利益		4,198,304
営業外収益		917,522
受取利息及び配当金	876,239	
雑収入	41,282	
営業外費用		18,056
支払利息	5,987	
為替差損	3,292	
支払手数料	8,767	
雑支出	9	
経常利益		5,097,770
特別利益		375,939
投資有価証券売却益	375,894	
固定資産売却益	45	
特別損失		379,342
固定資産処分損	376,942	
その他	2,399	
税引前当期純利益		5,094,367
法人税、住民税及び事業税		1,473,385
法人税等調整額		64,232
当期純利益		3,556,748

# 株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計			
					配当引当 積立金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,551,917	924,497	1,923	926,421	180,000	120,000	188,332	4,830,000	28,479,259	33,797,591	△377,357	35,898,573
会計方針の変更による累積的影響額									△166,736	△166,736		△166,736
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,551,917	924,497	1,923	926,421	180,000	120,000	188,332	4,830,000	28,312,522	33,630,855	△377,357	35,731,836
当事業年度中の変動額												
新株の発行 (新株予約権の行使)	30,950	30,950		30,950								61,900
剰余金の配当									△1,190,290	△1,190,290		△1,190,290
固定資産圧縮積立金の取崩し							△16,559		16,559	-		-
当期純利益									3,556,748	3,556,748		3,556,748
自己株式の取得											△603,128	△603,128
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)												
当事業年度中の変動額合計	30,950	30,950	-	30,950	-	-	△16,559	-	2,383,017	2,366,458	△603,128	1,825,229
当期末残高	1,582,867	955,447	1,923	957,371	180,000	120,000	171,773	4,830,000	30,695,540	35,997,313	△980,485	37,557,066

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	14,159,859	△6,027	14,153,831	742,276	50,794,681
会計方針の変更による累積的影響額					△166,736
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,159,859	△6,027	14,153,831	742,276	50,627,944
当事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					61,900
剰余金の配当					△1,190,290
固定資産圧縮積立金の取崩し					-
当期純利益					3,556,748
自己株式の取得					△603,128
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△1,048,484	37,186	△1,011,297	△369,630	△1,380,927
当事業年度中の変動額合計	△1,048,484	37,186	△1,011,297	△369,630	444,301
当期末残高	13,111,374	31,159	13,142,533	372,646	51,072,246

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

帝国繊維株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 磯貝 剛  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 靖裕  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、帝国繊維株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国繊維株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

帝国繊維株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 磯貝 剛  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 靖裕  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、帝国繊維株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月14日

帝国繊維株式会社 監査役会

常勤監査役 山口 和良 ㊞

社外監査役 小林 元 ㊞

社外監査役 松居 隆 ㊞

以 上

